中国外観設計特許の保護範囲

~物品の類似範囲の確定~

中国知的財產権訴訟判例解説 (第21回)

福建省晋江市青陽維多利食品有限公司 再審申請人 (一審被告、二審被上訴人)

漳州市越遠食品有限公司 再審被申請人(一審原告、二審上訴人)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

「最高人民法院特許権侵害紛争案件の審理における法律適用についての若干問題に関する解釈」 (司法解釈[2009]第21号)第8条は、外観設計特許の権利範囲に関し、以下のとおり規定している。

第8条

外観設計特許にかかる製品と同一または類似する種類の物品において、登録外観設計と同一または類似する外観設計を採用した場合、人民法院は、権利侵害と訴えられたデザインは専利法第59条第2項¹に規定される外観設計特許権の権利範囲に属すると認定しなければならない。

すなわち、登録外観設計とイ号製品の物品が同一または類似であり、かつデザインが同一または類似の場合に特許侵害が成立する。しかしながら、物品の類似範囲がどこまでかを巡り争いとなることが多い。

本事件では、特許に係る物品が装飾品であるところ、同様のデザインを採用する食品との間で 類否が問題となった。最高人民法院は用途が共通するとして特許に係る物品とイ号製品の物品と は類似すると判断し、外観設計特許権の侵害を認めた²。

¹ 専利法第59条第2項「外観設計特許権の権利範囲は、図面又は写真に示されたその製品の外観設計を基準とする。」

² 最高人民法院2013年9月26日判決 (2013) 民申字第1658号